



厚生労働省

～ふくいの「働く」を支えます～

**Press Release**

報道関係者 各位

令和5年6月16日（金）

【照会先】

福井労働局

総務課長 山内 伸二

総務企画官 桑野 達也

TEL (0776) 22-2655

## 福井労働局における懲戒処分について

福井労働局（局長 田原 孝明）は、下記のとおり国家公務員法に基づく懲戒処分を行いましたので公表いたします。

記

### 1 事案の概要

福井労働局の常勤職員が、勤務していた公共職業安定所（ハローワーク）において、令和元年度から令和4年度までの期間、事業所から受理した雇用調整助成金等の支給申請書ほか関係書類を隠匿するなどし、相当長期間にわたり必要な事務処理を怠ったもの。

なお、未処理が判明した助成金26件については、既に支給決定の処理を行い、申請事業主に対して支払済みである。

### 2 懲戒処分の内容

当該非違行為者に対し、次のとおり処分を行った。

- ・被処分者 常勤職員（係長級、30代）
- ・処分量定 戒告
- ・処分年月日 令和5年6月16日

### 3 再発防止対策

福井労働局においては、職員に対する法令遵守の徹底、行政文書の適正な保管・管理の徹底、管理職員を含む複数の職員による内部チェック、進捗管理、牽制体制の強化を行うよう指示すると共に、さらに令和4年12月から新たに助成金センターを設置し、事業主の利便性の向上と事務処理の集中化を図っている。